

BSE 対策の現状について

平成 28 年 11 月 15 日
生活衛生・食品安全部

1. 国内対策

(1) 経緯

平成 13 年 9 月、国内において初めて BSE の発生が確認されたため、同年 10 月、と畜場における牛の特定危険部位（SRM：頭部（舌・ほほ肉を除く）、脊髓、回腸遠位部）の除去・焼却を法令上義務化するとともに、と畜場において、全月齢を対象とした BSE 検査を全国一斉に開始した。平成 16 年 2 月からは食品衛生法に基づき、脊柱の食品への使用を禁止した。

また、生産段階での対応として、飼料規制、死亡牛の BSE 検査等を実施している。

その後、国内外の BSE の発生の減少、国際的な状況等を踏まえ、リスク評価機関である食品安全委員会に評価を依頼し、段階的に対策の見直しを行ってきた。

BSE 検査の対象月齢については、食品安全委員会の評価を踏まえ、平成 17 年 7 月に 21 か月齢以上へ、平成 25 年 4 月に 30 か月齢超へ、平成 25 年 7 月に 48 か月齢超へそれぞれ引き上げた。また、SRM については、平成 25 年 4 月に 30 か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髓、同年 2 月に 30 ヶ月齢以下の脊柱を除外する見直しを行った。

その後も国内で BSE が発生していないこと等を踏まえ、平成 27 年 12 月、健康と畜牛の BSE 検査の廃止及び SRM の範囲の変更について、食品安全委員会に評価を依頼した。

平成 28 年 8 月、食品安全委員会より、「BSE 検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。（中略）また、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなければならない。24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われる必要がある。」とする評価結果の通知があった。

(2) 今後の対応

① 健康と畜牛の検査の廃止

食品安全委員会の評価を踏まえ、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）を改正して、健康と畜牛の BSE 検査を廃止する。

② 生体検査において神経症状等を示した牛の BSE 検査

と畜場法第 14 条第 1 項に基づく生体検査において、BSE と診断された牛については、同法第 16 条第 1 項に基づき、とさつ禁止の措置がとられる。

また、今般の食品安全委員会の評価を踏まえ、今後も、生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものに対する BSE 検査を実施する。

③ BSE 検査の見直しに係る今後の予定

平成 28 年内 パブリックコメント、リスクコミュニケーション
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への報告

2 月上旬 関係省令の改正、補助金実施要綱の改正

4 月 1 日 関係省令の施行、補助金実施要綱の施行

④ SRM の範囲

現在、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部、30 か月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクの比較について食品安全委員会に評価を依頼中であり、食品安全委員会の評価を踏まえ必要な管理措置を実施する。

2. 輸入対策

(1) 経緯

平成 8 年 3 月、欧州において、人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) と BSE との関連性が報告されたことから、英国産牛肉の輸入を禁止した。

その後、BSE の EU 諸国等への広がりが確認されたことから、平成 13 年 2 月に BSE 発生国からの牛肉の輸入を禁止した。平成 15 年 5 月にはカナダで、同年 12 月には米国で、平成 24 年 12 月にはブラジルで BSE の発生が確認されたことからそれぞれ牛肉の輸入を禁止した。

米国及びカナダ産牛肉については、食品安全委員会の評価を踏まえ、20 か月齢以下の牛由来等を条件として、平成 17 年 12 月に輸入を再開した。

平成 23 年 12 月、BSE 対策の開始から 10 年以上が経過し、国内外の BSE のリスクが低下している状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた対策の見直しを行うため、国内対策のほか、米国、カナダ、フランス及びオランダの輸入月齢制限について、BSE に関する国際的な管理で使用されている「30 か月齢」への引上げ、SRM については国際基準を考慮した変更について、食品安全委員会に評価を依頼した。その結果、食品安全委員会において、「20 か月齢」（フランス・オランダは「輸入禁止」）の場合と「30 か月齢」の場合の、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」と評価されたことを踏まえ、平成 25 年 2 月に、輸入条件を改正した。

その後も、他の BSE 発生国からの要請を踏まえ、資料等が整い次第、食品安全委員会に評価を依頼し、その評価の範囲内で輸入条件を定め、現地調査及びパブリックコメントを実施した上で、輸入を再開している。

輸入が再開された国からの牛肉については、輸入条件に適合しているかどうか輸入時に検疫所において検査するとともに、適宜現地査察を実施している。

(2) 今後の対応

① 月齢条件

平成 23 年 12 月の食品安全委員会への諮問内容には、月齢の規制閾値について、「30 か月齢」とした場合の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価についても含まれている。今後、食品安全委員会の評価が得られれば、その評価内容を踏まえ、必要な管理措置の見直しを行う。

② SRM の範囲

国内措置の SRM の範囲の変更に関わらず、個別に食品安全委員会の評価が必要。